

高山市告示第25号

高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成13年高山市条例第17号）第11条の規定により大規模開発事業の構想の届出があったので、同条例第12条第1項の規定により、次のとおり告示し、当該構想の届出書を縦覧に供する。

なお、当該構想について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに市長に意見書を提出することができる。

令和8年4月17日

高山市長 田 中 明

記

- 1 大規模特定事業者の住所及び氏名  
高山市名田町3丁目86番地6  
株式会社 洞口不動産  
代表取締役 洞口 航
- 2 開発区域の土地の地名地番  
高山市上岡本町1丁目380番7、382番3、411番の一部
- 3 開発構想の内容  
一棟貸しホテル10棟の新築
- 4 開発区域の土地の面積  
2,552.58㎡
- 5 建築物の延床面積  
1,152.712㎡
- 6 届出書の縦覧の場所、期間及び時間  
高山市役所都市政策部建築住宅課  
令和8年4月17日から令和8年5月15日まで  
午前8時30分から午後5時15分まで
- 7 開発構想に対する意見書の提出期限  
令和8年5月22日